



去年の年末発表になった税制改正大綱で話題になった配偶者控除が、来年の所得税から適用になります。ですので、しっかり復習しておきましょう！後半は、毎年個人的に楽しみにしてる国語に関する世論調査について紹介しません(^-^)

<今回の内容>

1. 配偶者控除について P.1
2. 「国語に関する世論調査」について P.3

平成29年12月1日発行

第 34号

去年発表された税制改正大綱のうち、多くの方に影響する配偶者控除が来年から適用になります。しっかり復習しておきましょう(^-^)

配偶者控除はこう変わります

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

配偶者控除について

■ 配偶者控除の改正について

「配偶者控除」とは、扶養している配偶者がいる場合、扶養している側の税金を安くすることができる制度です。

例えば、現行の制度では、妻の年収が103万円以下の場合、夫の所得から38万円が控除されています。この控除を受けるためにパート収入が上限額(103万円)を超えないよう意図的に働く時間を抑える主婦の方が多くいて、それが「103万円の壁」と呼ばれていました。

しかし、2018年1月以降、この「103万円の壁」がなくなり、上限金額が150万円に引き上げられることが決まりました。

これは、去年の税制改正でかなり話題になったので、103万円の壁がなくなった！という話をニュースでも聞いたことのある方も多いと思います。

つまり2018年以降は、最大38万円の配偶者控除を受けるためには、年収を150万円以下にしておく必要があります。(なぜ「最大」38万円なのかは、後ほど説明します！)

この改正により、今までみたいに「103万円の壁」を意識することなく、より長い時間働けるようになりそうです。

そして、この配偶者控除ですが、(2018年以降)年収150万円をオーバーした場合、控除額が最大38万円からいきなり0円になるわけではありません。

配偶者控除額は年収が上がるにつれて低くなり、年収201.6万円以上になると0円になります。これが、「配偶者特別控除」です。

そこで今回は、来年から配偶者控除の上限が変わることとどうなるのか、まとめてみたいと思います。

■ 配偶者控除の背景

配偶者控除は、「奥さん(または旦那)の収入が低い場合は旦那(奥さん)の税金を安くしてあげますよ」という考えから生まれた制度です。

低収入の配偶者がいる納税者を優遇することで、結婚することや子供が生まれることを促そうという趣旨があります。(ちなみにその延長にあるのが、子供がいる際に税金が少し安くなる「扶養控除」というものです。)

■ 改正後はどうなる？配偶者控除と配偶者特別控除

(1) 配偶者控除について

これまでの配偶者控除とは、「年間の所得(収入)が38万円(103万)以下の配偶者がいる場合に納税者である世帯主に適用される税額控除」のことで、世帯主の年収に関係なく38万円の税額控除をすることができる制度でした。

2018年1月からは、配偶者の年収の限度額が150万円に引き上げられるとともに、世帯主の年収にも制限がかかり、

「世帯主の年間の合計所得金額が1,000万円(給与収入のみの場合は年収1,220万円)以下の場合において、年間の所得(収入)が85万円(150万)以下の配偶者がいる場合に納税者である世帯主に適用される税額控除」に変わります。

また、控除額については、世帯主の合計所得金額及び控除対象配偶者の年齢により、次のように決められます。

【配偶者控除】	世帯主の合計所得（年収）			
	900万円 (1,120万円以下)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	-
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円	-

配偶者控除の限度額150万円への引き上げは、収入を増やしつつ税金を減らすことができることと女性の社会進出を促進していけるという意味で、世間一般的にはうれしい改正だと思われそうですが、上の表からも分かるように、世帯主が高所得者の方は、改正後は世帯主の年収によって控除額が減少したり0円になる場合もあるため、結果的に税金が増えてしまう改正となります。

ちなみに、「あれ、収入と所得って同じ意味じゃないの?!」と思う人もいらっしゃると思いますので、ここで簡単におさらいしておきます(^o^)

収入というのは「得たお金の額面通りの金額」で、所得はそこから控除などでいろいろ引かれたもの、という違いがあります。

給与収入は、働いている人全員に適用される「給与所得控除」という税額控除があります。その金額が最低で65万円なので、例えば年収が150万の場合、そこから65万が引かれて所得は85万円ということになるのです。

つまり、年間の「収入150万円」と「所得85万円」は同じ意味だと考えることができるんですね！

(2) 配偶者特別控除について

配偶者控除は「年間の所得(収入)が85万円(150万)以下」という限度額がありました。例えば年収151万円など、限度額をオーバーした場合はどうなるのでしょうか？

配偶者控除は適用がなくなってしまいますが、年収150万を超えた収入分に応じて段階的に控除額が少なくなっていく、やがて0円になるという下り階段のようなステップを踏むことになります。これを「配偶者特別控除」といいます。

改正後の控除額は、つぎの表のようになります。

所得の金額に応じて控除額が調整される仕組みになっていることがわかります(^-^)

【配偶者特別控除】	世帯主の合計所得（年収）				
	900万円 (1,120万円以下)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
配偶者の合計所得 (給与年収)	85万円以下 (150万円以下)	38万円	26万円	13万円	-
	90万円以下 (155万円以下)	36万円	24万円	12万円	-
	95万円以下 (160万円以下)	31万円	21万円	11万円	-
	100万円以下 (166万7999円以下)	26万円	18万円	9万円	-
	105万円以下 (172万1999円以下)	21万円	14万円	7万円	-
	110万円以下 (183万1999円以下)	16万円	11万円	6万円	-
	115万円以下 (190万3999円以下)	11万円	8万円	4万円	-
	120万円以下 (197万1999円以下)	6万円	4万円	2万円	-
	123万円以下 (201万5999円以下)	3万円	2万円	1万円	-
	123万円超 (201万6千円超)	-	-	-	-

(3) 配偶者控除と配偶者特別控除の違い

先にお伝えしたように、「配偶者控除」と「配偶者特別控除」の違いは、主に配偶者の所得金額の違いです。

例えば、世帯主の年間の合計所得金額が1,000万円(給与収入のみの場合は年収1,220万円)以下で、配偶者の収入が給与収入のみである場合、先ほどの表と照らし合わせると、

- 年収150万円(所得85万円)以下 → 配偶者控除
- 年収201.6万円以上(所得123万円超) → 控除なし

となりますので、収入が月12.5万円(150÷12=12.5)までなら「配偶者控除」、月16.8万円(201.6÷12=16.8)未満なら「配偶者特別控除」を受けられます。

年収201.6万以上になってしまうとどちらも受けることができないので、注意してくださいね！

■ 所得税、住民税、社会保険も忘れないで！

ここまでお伝えしてきたように、配偶者の場合、収入が配偶者控除の限度額をオーバーしてもすぐに税額控除の適用がなくなってしまうようになっています。これはあくまでも「扶養者の税金」の話です(妻と夫の家庭なら、夫の税金の話ということです)。それとは別に、配偶者本人の税金というものも当然ありますよね。

ここでは、配偶者本人の税金に関係すると言われている「壁」を簡単に紹介します。



(1) 所得税の「103万円の壁」

まず問題になるのが、所得税は年収103万円を超えると、所得税が発生してしまうということです。これって、現行の配偶者控除の上限額と同じ額ですよ。

なので、「夫の配偶者控除が配偶者特別控除に移行すること」よりも、年収103万円を超えてしまうことによって「自分の所得税が課税になること」のほうを気にされるケースも多くあります。

(2) 住民税の「100万円の壁」

103万円の壁という言葉が有名なので忘れがちですが、年収の壁で最初に出てくるのが、住民税の「100万円の壁」です。

年収100万円を超えると住民税が発生します。

(3) 社会保険の「106万円の壁と130万円の壁」

世帯主が会社員などであれば、配偶者は世帯主の会社で健康保険や厚生年金保険(社会保険)に加入している方が多いかと思います。

これらの社会保険の被扶養者となるための要件のひとつ

として、年収130万円未満という項目があります。

配偶者が年収130万円以上になってしまうと被扶養者でなくなってしまうことから、社会保険では「130万円の壁」といいます。

また、次の要件に当てはまる人は、自分の勤務先で社会保険に加入することになるので、「106万円の壁」と言われることもあります。

- 週20時間以上の労働(残業を除き、予め決まっている労働時間)
- 年収106万円以上(月収8万8000円以上)

- 雇用期間1年以上
- 501人以上の従業員のいる企業

こうして書き並べてみると、改めて「壁だらけ！」という印象を持ちますし、「なんだかごちゃごちゃして結局いくら稼ぐのが得なん？」って思われる方がたくさんいらっしゃると思います。気になる方は、是非お問い合わせください(^-^)

「国語に関する世論調査」について

■ 知っていますか？「国語に関する世論調査」

突然ですが、「国語に関する世論調査」というものがあることを知っていますか？

「国語に関する世論調査」は、これからの国語教育の参考にするために文化庁が毎年調査しているもので、調査する年度によって若干の違いはありますが、例年、主に言葉の(敬語や慣用句)の使い方や外来語の理解度について調査しているようです(^-^)

たとえば、「一番最後」という表現が少し違和感(わざわざ一番ってつけなくても、最後って言葉はそもそもそういう意味ですもんね…(^-^))を感じる方がいらっしゃるように、言葉の使い方については「よく考えたらこれっておかしいな」というようなものでも、すでに世の中に定着してしまっているものも多くあるように感じませんか？

そこで、今回は直近の「国語に関する世論調査」についての資料の「具体的な場面における言葉遣い」「新しい表現や慣用句の意味・使い方」という項目の中からいくつか取り上げてみることにしました！

■ その表現、本来の意味？

「君のその考えは的を得ているね！」少し前はよく耳にしたこの表現ですが、「君のその考えは的を射ているね！」とするのが本来の表現の仕方ですよね。そして、「的を射る」については少しずつ定着しているのかも感じています。

しかし今回、「国語に関する世論調査」の資料を眺めると、世間一般的に(もちろん、私も含めて(^-^))本来の意味で捉えていない言葉がまだまだあることに気が付きました！

みなさんもぜひ一緒に考えてみてくださいね。

◇次の言葉の意味はなんでしょう？

(1) さわり(例:話のさわりだけ聞かせる。)

① 話などの要点のこと

② 話などの最初の部分のこと

(2) ぞっとしない(例:今回の映画は、あまりぞっとし

ないものだった。)

① 面白くない

② 恐ろしくない

(3) 知恵熱(例:知恵熱が出た。)

① 乳幼児期に突然起こることのある発熱

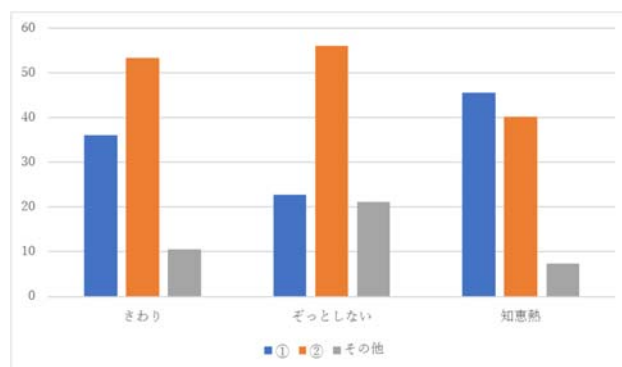
② 深く考えたり頭を使ったりした後の発熱

正解(1)② (2)① (3)①

いかがでしたか？ちなみに私は、なんと知恵熱以外間違えてしまいました(^-^)

では、上の3つの質問について、世論調査ではどんな結果がでているのでしょうか。

このような結果がでていました！特に「ぞっとしない」については、圧倒的に②が多くなっていますね。



■ どちらの言い方を使う？

もう一つ、慣用句について興味深いものがあったので紹介します。こちらについても、一緒に考えてみてくださいね。

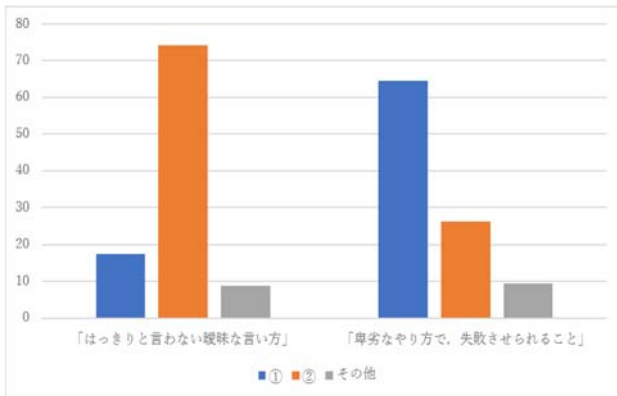
◇どちらの言い方を使いますか？

(1)「はっきりと言わない曖昧な言い方」を

- ① 「口を濁す」を使う
 - ② 「言葉を濁す」を使う
- (1) 「卑劣なやり方で、失敗させられること」を
- ① 「足下をすくわれる」を使う
 - ② 「足をすくわれる」を使う

正解(1)① (2)②

世論調査では、こんな結果になっていました！
確かに、私も「足下をすくわれる」って言ってます…(^◇^)



■ 「国語に関する世論調査」から見てきたもの

今回「国語に関する世論調査」を読み進めていくうちに覚えてきたものがあります。

まず、正しい意味や本来の表現を理解できていないものが意外と多くあることです。こうして目に触れる機会がなければ知る機会もそうそうなかったかもしれません(^◇^)

そしてもう一つ、仮に言葉の正しい意味や本来の表現を知らなくても、世間一般に認知されている表現を用いれば相手にこちらの意図は伝わる、ということです。事実、私は今回の問題で間違えたものがほとんどだったのですが、言葉の意味や使い方を間違えて捉えていることで日々のコミュニケーションに不都合を感じたことは(少なくとも、今までは！)ありません。

逆に、正しくても意図が伝わらないこともあります。

例えば、

「申し訳ございません」

は間違った使い方だと言われています。

正しくは、

「申し訳ありません」

です。

以前実際にあったことなのですが、

僕の後輩がクライアントに「申し訳ありません」って謝ったら、「申し訳ございませんだろ！」と、さらに怒られたことがあります。彼は、正しい使い方をしたのに、なんで怒られるん？！って憤慨していたのですが、言葉は、意図が伝わらなければ意味がありません。ということは、伝わらないことということは、正しい言い方をして、意図が伝わらなかった彼が悪いということになりますね。



「言葉は生き物」と聞いたことがあります。それを実感するいい機会だったように思います。世の中の人々が、普段の生活で言葉をどんなふうにいるかによって、

少しずつ言葉の意味は「進化」していると言えるのかもしれませんが。

ただ、「正しい意味・正しい表現を知っている」というのは、「知らないより、知っているほうがいい！」という意味で、大切ですよね(^-^)

ちなみに、「国語に関する世論調査の結果」は、過年度のものも含めて、文化庁のホームページから見る事ができます。もし興味を持たれた方は、見てみると意外な発見があって楽しいですよ♪



EMP 税務会計事務所
EMP 行政書士事務所
株式会社オフィスEMP

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10
富田町パークビル207号
TEL : 06-6316-3755 · FAX : 06-6316-3756
MAIL : info@office-emp.com
Web : http://www.office-emp.com

[取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

